



サービックでハラスメント JS労が抗議の申し入れ

「JS労何でも相談室」に、サービック労働組合（JR東海ユニオン系）の組合員から、看過できない以下の投稿がありました。

私は関西新幹線サービック株式会社で働いています。…私は、サービック労組に加入していますが、信用できないためJS労のHPをよく見えています。最近、そんな私をJS労に加入していると思い込み、関西新幹線サービック労働組合の役員が大城副委員長などを含め4名で会社の出口前で待ち構えていて、「JRサービック労働組合に加入していないか」「二重加盟していて後に分かったら解雇されるかも」「職場のみんなが私がJS労に加入しているのではないかという噂が広まっている」…などとしつこく、駅の改札口までずっと問い詰められて非常に困っています。恐怖さえ感じています。…略

「二重加盟で解雇」とは、まさに脅迫といえます。ユニオンショップ制であっても、他の労働組合に加入していることを理由に法的には解雇はできません（三井倉庫瀬戸事件などの最高裁の判例）。労働組合の選択は二重加盟であっても自由であり、それを否定する言動や行為は人権侵害です。また、待ち伏せ・駅までの付きまといは強要・ハラスメントに該当します。更に、4人の役員で1人を取り囲む行為は「監禁罪」「脅迫罪」に抵触する可能性があります。4人のサービック労働組合役員は、何をしても構わないと思っているのでしょうか？

JS労は1月16日、関西新幹線サービック労働組合・浦川覚委員長宛に、「JS労に対する誹謗中傷について」の書面を発し、①JS労への誹謗中傷について釈明をすること、②二重加盟は解雇になるという主張の根拠を明らかにすること、③釈明については、日時、場所を指定し、対面で行うこと、の3点について説明を申し入れました。

※JS労『ジャストニュース』No.108、109を参照して下さい。